

おくがい かんばん ひょうじ さい ねが みせ けいえいしゃ  
 屋外に看板を表示する際のお願い (お店の経営者のみなさんへ)

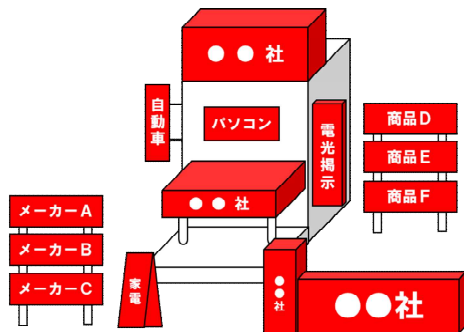
かんばん ひょうじ るーる  
○看板の表示にはルールがあります

じぶん みせ こうじょう かんばん つ  
(1) 自分のお店や工場などに看板を付けるとき

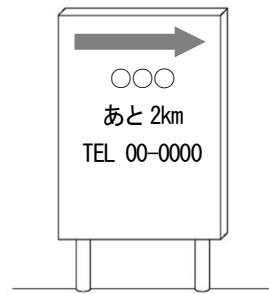
- きよかちいき ごうけい きんしちいき ごうけい ひょうじ  
・許可地域では合計15㎡まで、禁止地域では合計10㎡まで表示することができます。
- きよかちいき ごうけい こ ばあい し きよか ひつよう  
・許可地域で合計15㎡を超える場合は市の許可が必要です。

みせ せんてん みせ みちあんない かんばん どうろぞ た  
(2) お店の宣伝・お店への道案内をするための看板を道路沿いなどに建てる時

- し きよか ひつよう  
・市の許可が必要です。



(1) のイメージ (赤色部分の合計を計算します)



(2) のイメージ

た ぼしよ かんばん しゅるい おお たか るーる じぜん そうだん  
※建てる場所・看板の種類によって大きさ・高さなどのルールがあるので事前に相談してください。

きよか う あと ねん こうしん ひつよう まいかいきよかひょうじき しーる はっこう  
※許可を受けた後も3年ごとの更新が必要で、毎回許可標識(シール)を発行しています。

こうしん じき あんない そうふ きよか う ばあい すみ しんせい  
※更新の時期には案内を送付しています。許可を受けていない場合は速やかに申請してください。

あんぜん かくにん  
○安全を確認しましょう

かんばん あめ かぜ つよ ひざ らっか どうかい きけん たか ていきてき てんけん  
看板は雨や風、強い日差しにさらされ、落下や倒壊などの危険が高まっていることがあります。定期的に点検

おこな あんぜんかんり つと  
を行い、安全管理に努めましょう。

といあわ さき  
【問合せ先】

としけいかくか おおたしやくしよ かい ほんまどぐち TEL 0276-47-1839  
都市計画課 (太田市役所7階71番窓口)

おおたしやくしよ ぐんまけんおおたしはまちょう だいひょう  
太田市役所 〒373-8718 群馬県太田市浜町 2-35 TEL:0276-47-1111(代表) FAX:0276-47-1888

かいちようじかん ごぜん じ ぶん ごごじ ふん  
開庁時間: 午前8時30分 ~ 午後5時15分